

船舶事故調査報告書

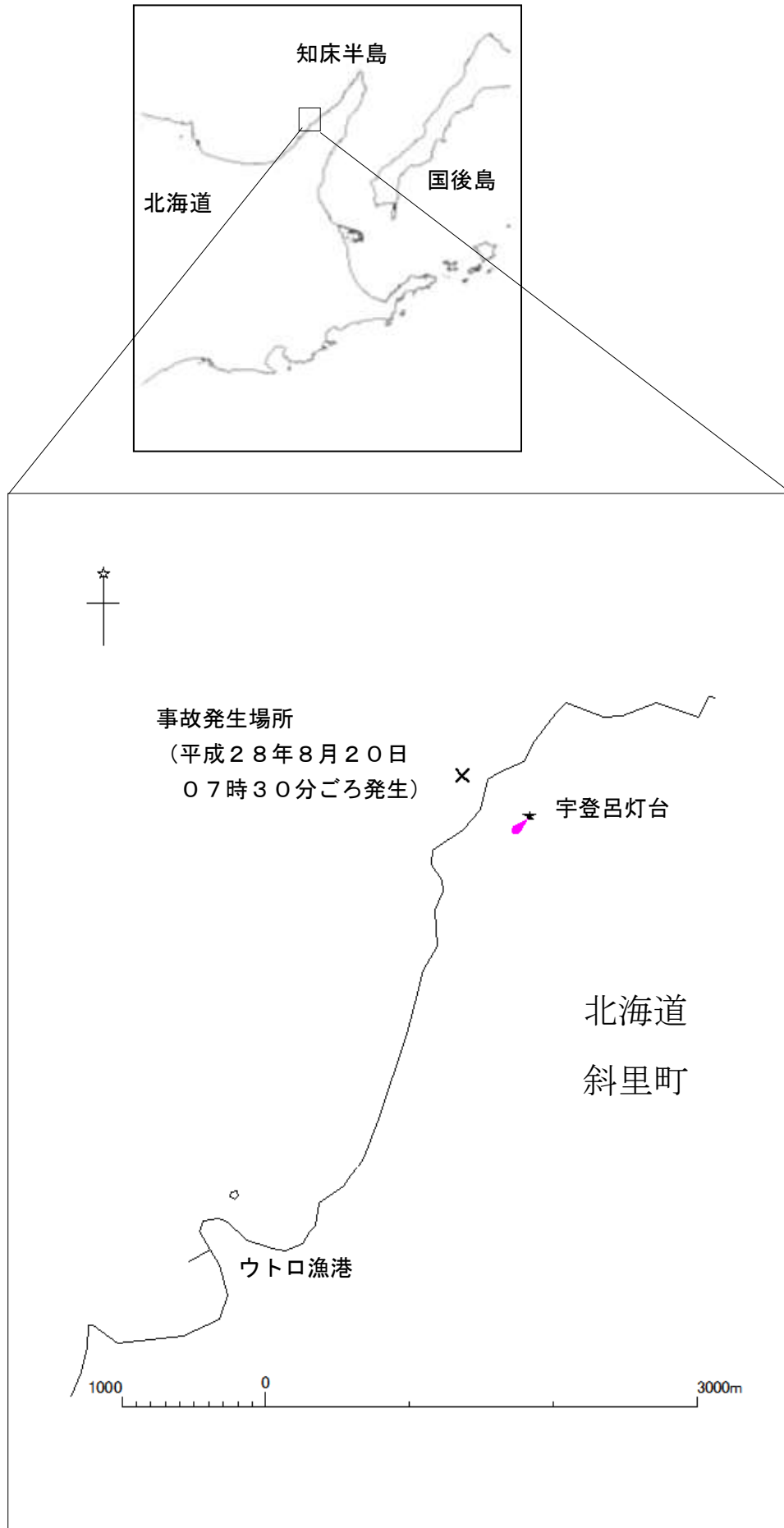
平成29年9月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成28年8月20日 07時30分ごろ
発生場所	北海道斜里町ウトロ漁港北東方沖 宇登呂灯台から真方位301°550m付近 （概位 北緯44°06.1′ 東経145°00.5′）
事故の概要	漁船第三十五光洋丸は、漁労長が本船を係留していた定置網のロープにより左舷前部のたつに押し付けられて死亡した。
事故調査の経過	平成28年8月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十五光洋丸、19トン HK2-22627（漁船登録番号）、有限会社新生漁業部 25.15m×4.59m×1.54m、軽合金 ディーゼル機関、573.70kW、平成10年6月 第200-40566号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年5月26日 免許証交付日 平成23年12月5日 （平成29年4月2日まで有効） 漁労長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年5月26日 免許証交付日 平成23年12月5日 （平成29年6月11日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（漁労長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長及び漁労長ほか甲板員3人（以下「甲板員A」、「甲板員B」及び「甲板員C」という。）が乗り組み、まず定置網漁の操業の目的で、平成28年8月20日06時00分ごろ、ウトロ漁港を出

	<p>航し、同漁港北東方沖の漁場に向かった。</p> <p>本船は、船長が操舵室、甲板員A及び甲板員Bが前部甲板、甲板員Cが後部甲板の配置につき、通常は4人で操業していたが、当日は、さけ定置網漁の操業をする際に指揮をとる漁労長が手伝いの形で乗船して前部甲板の作業についた。</p> <p>本船は、7か所の定置網でますの取り込み（以下「網起こし」という。）をする予定で、4か所の定置網を回り、07時15分ごろ、5か所目の定置網（以下「本件定置網」という。）に到着した。</p> <p>本船は、魚捕部（魚を囲い込み、水揚げする網）に取り付けたフタテロープ（船を魚捕部に係留する化学繊維製ロープ、直径約15mm）2本を船上に引き上げ、1本を左舷前部のローラで、他の1本を操舵室左舷側のサイドドラムで各々巻き込んで魚捕部に接舷し、魚捕部から魚をクレーン及びたも網ですくい上げて魚倉へ取り込んだ。</p> <p>本船は、網起こしを終了し、本件定置網から離れるために、左舷前部のローラと操舵室左舷側のサイドドラムで係止していた2本のフタテロープを外し、漁労長が次回の網起こしに備えていつものように2本のフタテロープを結ぼうとしたもののうまくいかず、2～3回やり直してようやく結んだとき、船長が主機を後進にかけた。</p> <p>本船は、舵中央のまま約2～3ノットの対地速力で後進を開始した直後、結んだフタテロープの内側にいた漁労長が緊張したフタテロープにより船首の方に引きずられて左舷前部に2本設置された金属製たつに押し付けられ、叫び声を聞いた船長が主機のクラッチを前進側に操作して行きあしを停止し、漁労長を救出してウトロ漁港に戻った。</p> <p>漁労長は、地元の病院で応急手当を施されたあと、他の病院に搬送されたものの、死亡が確認され、死因が出血性ショックと検案され、直接の死因ではないが、多発肋骨骨折、腰椎骨折、脾臓損傷が認められた。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付図2 ます網の平面図及び側面図、写真1 左舷前部の状況、写真2 事故の状況を再現 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船首端から約7m船尾方の左舷側ブルワーク（甲板からの高さ約37cm）上に2本の金属製たつ（直径約11.5cm、ブルワーク上端からの高さ約45cm）を約17.5cmの間隔で設置していた。</p> <p>本船は、ふだん、フタテロープを海面上に戻す際、たつなどの船体構造物に引っ掛からないように注意していたが、本事故当時、結んだフタテロープが2本のたつの間を通過していた。</p> <p>船長は、主機を後進にかけるとき、前部甲板に漁労長と甲板員Bがいることは見たが、フタテロープの状況等は確認していなかった。</p> <p>甲板員Bは、漁労長がフタテロープを結んでいたとき、フタテロープの内側に入っていると注意したが、漁労長からの返答はなかった。</p> <p>漁労長は、ヤッケの上に作業用救命衣を着用し、カップのズボンに</p>

	<p>ゴム長靴を履き、腰に漁業用包丁を下げて、ヘルメットをかぶっていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>漁労長の死因は、出血性ショックであった。</p> <p>本船は、ウトロ漁港北東方沖において、主機を使用して本件定置網から離れる際、船長が乗組員の安全を確認していなかったこと、及び漁労長がフタテロープの内側で作業をしていたことから、漁労長が緊張したフタテロープによって左舷前部のたつに押し付けられて死亡したものと考えられる。</p> <p>船長は、乗組員が定置網の諸作業に慣れていたことから、主機を使用して本件定置網から離れる際に乗組員の安全を確認していなかった可能性があると考えられる。</p> <p>漁労長は、定置網漁の操業をする際に指揮をとる立場であったことから、フタテロープの内側にいることの危険性を認識していたものと考えられるが、本事故で死亡したことから、フタテロープの内側にいた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、ウトロ漁港北東方沖において、主機を使用して本件定置網から離れる際、船長が乗組員の安全を確認しておらず、また、漁労長がフタテロープの内側で作業をしていたため、漁労長が緊張したフタテロープによって左舷前部のたつに押し付けられたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊張するロープの内側には入らないこと。 ・機関を使用する際には、作業状況等を十分に確認すること。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 ます網の平面図及び側面図

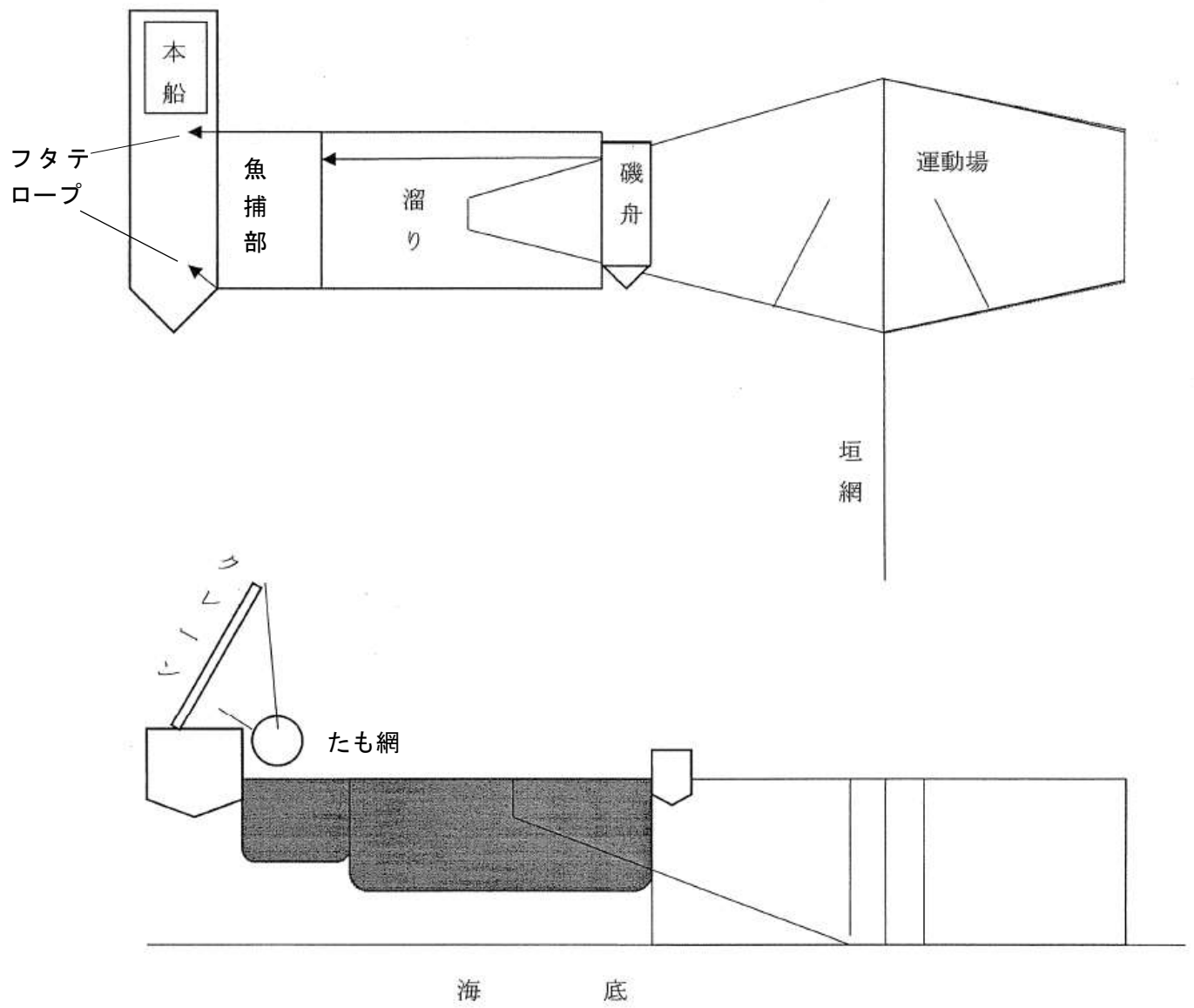


写真1 左舷前部の状況



写真2 事故の状況を再現

